

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年 8月10日
【会社名】	株式会社キャンパス
【英訳名】	CanBas Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河邊 拓己
【本店の所在の場所】	静岡県沼津市大手町2丁目2番1号
【電話番号】	055 - 954 - 3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市大手町2丁目2番1号
【電話番号】	055 - 954 - 3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,495,200円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 301,247,200円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	712個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	1,495,200円
発行価格	新株予約権1個につき2,100円(新株予約権の目的である株式1株当たり2.1円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年8月27日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社キャンパス 管理部 静岡県沼津市大手町2丁目2番1号
払込期日	平成24年8月27日(月)
割当日	平成24年8月27日(月)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 三島支店

(注)1. 第8回新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の発行については、平成24年8月10日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、当社及び割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社キャンパス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式712,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、421円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所マザーズ市場(以下「東証マザーズ」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>301,247,200円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成24年8月27日から平成26年8月26日(但し、平成26年8月26日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社キャンパス 管理部 静岡県沼津市大手町2丁目2番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 三島支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(平成24年8月10日)時点における当社発行済株式総数(2,910,500株)の10%(291,050株)(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合、当該10%(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>3. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p>

	<p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件</p> <p>本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約（以下「本契約」といいます。）に基づき、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に運動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（547円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証マザーズにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（631円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証マザーズにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は、直近5連続取引日（条件成就の日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下「マイルストーン社」といいます。）と当社の大株主が締結した株式貸借契約の範囲内（20,000株）とすることとしております。

2. 本新株予約権の譲渡指示

当社は、本契約に基づき、割当予定先が割当を受ける本新株予約権の個数に0.5を乗じた個数を上限として、保有する新株予約権を第三者に譲渡するよう割当予定先に指示することができます。当該指示により、割当予定先が当該第三者に本新株予約権を譲渡する場合の本新株予約権1個当たりの譲渡価額は、譲渡を行う日の前取引日を計算基準日とした本新株予約権1個当たりの時価、又は本新株予約権1個当たりの払込金額のうちいずれか高い金額となります。

3. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記3「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
301,247,200	18,235,000	283,012,200

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(1,495,200円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(299,752,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用等4,000,000円、フィナンシャル・アドバイザー費用11,550,000円(藍澤証券株式会社)、登記関連費用1,250,000円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用等)1,435,000円となります。フィナンシャル・アドバイザー費用は、着手金1,000,000円と成功報酬10,550,000円(払込金額の総額の3.5%)の合計です。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記フィナンシャル・アドバイザー費用及び登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
医薬品候補化合物CBP501、CBS9106の分析、評価、非臨床試験、新規候補化合物獲得のためのスクリーニング等の研究費	138	平成25年10月 ~平成26年6月
運転資金	145	

医薬品候補化合物CBP501、CBS9106の分析、評価、非臨床試験、新規候補化合物獲得のためのスクリーニング等の研究開発費の主な内訳

人件費60百万円、研究用消耗品費23百万円、不動産賃借料15百万円等

運転資金の主な内訳

人件費90百万円、支払報酬・支払手数料22百万円等

今後、当社の企業価値を高め、継続的な研究開発活動を実施するためには、抗癌剤候補化合物CBP501に係る適切な提携パートナー確保による臨床第3相試験の進行及びこれに伴う収益の獲得、並びに抗癌剤候補化合物CBS9106に係る臨床第1相試験開始のための資金の獲得及びその進行を図る一方で、基礎研究の継続、新規候補化合物の継続的な創出による開発パイプラインの拡充とそれらによる将来の新たな収益基盤の獲得が不可欠であると考えております。

今回の調達資金は、これらを中期的に達成するための研究開発資金及び事業運営の運転資金に充当する予定であり、これにより研究開発を着実に推進し、新たな提携パートナーの獲得を実現することは、中長期的な企業価値向上を通じて既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

差引手取概算額については、上記の通り支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

なお、上記資金使途は平成26年6月期までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、本新株予約権の行使状況により資金調達額や調達時期が決定されることから、上記資金使途の内訳については変更する可能性があります。新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。

本契約には、当社による行使指示条項が定められておりますが、当該指示を行うためには市場における当社株価が行使価額を一定程度上回る必要があります。従いまして、市場における当社株価の動向によりましては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権の全部又は一部が行使されない場合

においては、平成26年6月期以降において、資金不足となり研究開発活動等の事業継続に支障が生じることが想定されるため、CBP501又はCBS9106に係る新規の導出契約若しくは共同研究契約等によるアップフロント収入等の獲得を図るとともに、別途手段による資金調達の実施若しくは事業計画の見直しを行う予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目17番22号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

研究開発段階の創薬ベンチャー企業でありながら、これまで2年余りにわたり製薬企業等の提携パートナーを有していない当社にとって、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達には重要な課題であります。

当社はこれまで、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、提携パートナーからの収入以外に、どのような方法が存在し、その中でどれが当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。その検討の具体的な内容については、本項(3)本資金調達方法を選択した理由 その他の資金調達方法の検討について 及び本資金調達方法(第三者割当による新株予約権発行)について に記載のとおりであります。

また、第三者割当による新株予約権発行を実施する場合の割当予定先の選定にあたっては、第一に資金調達が適時に行われることと、必要な資金が確保できる可能性が認められること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。そうした最中、上場準備手続き以来親交のある藍澤證券株式会社から当社の要望を満たしうる投資会社の候補としてマイルストーン社の紹介を受けました。

マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。(同社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(旧商号:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立され、従前の投資事業をそのまま引き継いでおります。)開示資料を元に集計すると、同社は新設分割前を含めて設立以降本日現在までの約3年6ヶ月で、当社を除く上場企業15社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使で約3,400百万円の払込みを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権はすべて行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「1 [新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)] (2) [新株予約権の内容等] 注1」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であると判断いたしました。

上記に加え、本契約上、本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(平成24年8月10日)時点における当社発行済株式総数(2,910,500株)の10%(291,050株)を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されており、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であることにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

(2) 本新株予約権の発行の目的及び理由

研究開発段階の創薬ベンチャー企業である当社にとって、事業収益は専ら、提携関係にある製薬企業等からのアップフロント収入・マイルストーン収入に依存します。

しかしながら当社は、平成22年6月に武田薬品工業株式会社との提携関係を解消して以来現在に至るまで提携パートナーを有しておりません。平成24年6月期においても、新たな提携パートナーの獲得に至らなかったため、事業収益0百万円、当期純損失1,119百万円を計上いたしました。

仮に平成25年6月期においても新規提携パートナーが獲得できず、アップフロント収入等の事業収益計上がなされなかった場合には、700百万円の当期純損失の計上を見込んでおります。また、当社の提携パートナー獲得活動が実を結び製薬企業等との提携が成立した場合でも、アップフロント収入・マイルストーン収入等によって継続的にキャッシュ・フローをプラスに維持することが難しいケースも考えられ、その場合にも、事業運営の基礎となる運転資金の確保が必要になる可能性があります。

これらの可能性に鑑みると当社は、平成26年6月期以降において資金不足となり研究開発活動等の事業継続に支障が生じることが想定し得るため、それまでの間に資金調達の実施若しくは事業計画の見直しを行う必要があります。

以上により、当社では、財務基盤の充実を図り、平成26年6月期以降の研究開発活動の継続及び提携パートナーの獲得を実現するため、間接金融・直接金融を含めた各種資金調達方法を検討してまいりました。

主に事業会社及び投資会社等を割当先とする第三者割当増資について検討を重ねた結果、当社が期待する企業価値向上に繋がる条件下での割当先を見つけることは困難であり、その他資金調達方法(公募増資、株主割当増資等)についても、当社の現況及び今回の資金調達方法と比較して適当ではないと判断し、今回の資金調達方法を選択するに至りま

した。

なお、当社は、本資金調達を進めるとともに、当社が期待する企業価値向上に繋がる第三者割当増資等その他の資金調達方法についても、引き続き検討してまいります。

(3) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。しかしながら、当社の事業はまだ先行投資段階にあり、当面研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みであることから、間接金融（銀行借入）による資金調達は事実上調達困難な状況であり、本日現在においても、間接金融（銀行借入）による資金調達は行っておりません。

そのため、既存株主の皆様様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

第三者割当増資による新株式の発行は資金調達が一時に可能になりますが、割当予定先の保有方針・投資目的や規模によっては主要株主の異動が発生し、経営方針の急激な転換が行なわれた場合、当社の企業価値が毀損することで既存株主の皆様様の利益を害する可能性があることから、当社が期待する企業価値向上に繋がる条件下での割当予定先を見つけることは困難であったため、資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストも新株予約権より割高であること、また、同時に将来の1株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、過去連続して赤字を計上している当社の業績や無配が続いている現状や、昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

この点、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という資金調達方法は、他の増資施策と比較して以下の「本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について」に記載の特徴があり、株価への下落圧力を可及的に軽減し、既存株主の皆様様の利益に十分に配慮しながら継続的な研究開発資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり、現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。

本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、株式価値の急激な希薄化をもたらさないこと、株式流動性の向上に寄与するために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等があります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

1. 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、他方で、本新株予約権の発行決議日（平成24年8月10日）時点における当社発行済株式総数（2,910,500株）の10%（291,050株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結された本契約において、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

2. 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の24.46%（712,000株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

3. 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これにより、当社がより有利な資金調達方法若しくは、より有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

4. 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結された本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の「(4) エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」に記載する特徴を盛り込んでおります。

(4) エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は421円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から712,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、条件成就の場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が行使指示することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されま

す。具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10取引日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(547円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証マザーズにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証マザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(631円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証マザーズにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は、直近5連続取引日(条件成就の日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社の大株主が締結した株式貸借契約の範囲内(20,000株)とすることとしております。

行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(平成24年8月10日)時点における当社発行済株式総数(2,910,500株)の10%(291,050株)を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、過度な一度の大量行使による既存株主の皆様の株式価値の希薄化を防止することも可能となります。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び取得日を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、研究開発の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。さらに、より有利な他の割当先が確保された場合等に備え、本契約において、当社の判断により割当予定先に対して、割当予定先に割当てられる本新株予約権の半数を上限として、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。

d. 割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は712,000株であります。

e．株券等の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

当社は、平成23年2月1日から平成24年1月31日に係るマイルストーン社（新設分割前）の第3期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高724百万円、営業利益14百万円、経常利益が14百万円、当期純利益が11百万円であることを確認し、また、貸借対照表においては、平成24年1月31日現在の現金及び預金が17百万円であるところ、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成24年7月23日現在の預金残高が478百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたこと及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に本新株予約権の行使を行い、当社の大株主との間で締結した株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、その円滑な実施のために、当社の大株主との間で、当社株式の貸借契約を締結します。また、マイルストーン社について、当社が払込資金として十分と判断するに至った金額の最低目安は、行使制限条項として付した、「本新株予約権の発行決議日（平成24年8月10日）時点における当社発行済株式総数（2,910,500株）の10%（291,050株）を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない」という条件に依拠しており、当該金額は、約122百万円（291,050株×行使価額421円）であります。なお、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込に要する金額を有しているものと判断いたしました。

g．割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー 東京都千代田区）に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額につきましては、当社株式の流動性、株価水準、株価変動性等の諸条件を総合的に勘案しております。

なお、当社は、公正を期するため、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都港区）（以下、「ブルータス」といいます。）に本新株予約権の価値算定を依頼し、本新株予約権の評価報告書（以下、「ブルータス報告書」といいます。）を取得しております。

ブルータス報告書では、基礎数値の見積もりとして、基準となる当社株価467円（平成24年8月9日の終値）、行使価額421円、ボラティリティ73.45%（過去2年間の当社株価推移を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.09%（評価基準における2年物国債レート）、配当率0.00%を利用し、権利行使期間中の割当予定先及び当社の行動として、株価が権利行使価格を上回る場合には割当予定先は随時権利行使を行い1日当たり出来高の一定率の当社株式を売却すること、株価が一定水準に至った場合には当社は取得条項を行使すること等を前提とし、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用い算定した結果、本新株予約権の1個当たりの公正価値を2,100円と算定しております。

当社は、ブルータス報告書の算定結果を参考に割当予定先と交渉した結果、本新株予約権の1個当たりの発行価額を2,100円に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成24年8月9日）の東証マザーズにおける普通取引の終値467円を参考として1株当たり421円（乖離率 9.85%）に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均490円に対する乖離率は 14.10%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均489円に対する乖離率は 13.94%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均496円に対する乖離率は 15.26%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

以上により、当社は、本新株予約権の発行条件が、特に有利な金額（会社法第238条第3項第2号）には該当しないと判断しており、当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。また、当社監査役全員より、発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の意見書を入手しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都港区赤坂二丁目17番22号	-	-	712,000	19.66%
大村 明	静岡市葵区	136,600	4.70%	136,600	3.77%
ザ バンク オブ ニュー ヨーク メロン アズ エージェント ビーエヌ ワイエム エイエス イー エイ ダッチ ペンション オムニバス 140016 (常 任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行)	東京都中央区月島4丁目16 - 13	105,000	3.61%	105,000	2.90%
矢部 隆	静岡県沼津市	65,000	2.23%	65,000	1.79%
武田薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町4丁目 1-1	64,500	2.22%	64,500	1.78%
MVCグローバルジャパ ンファンド 投資事業組 合	東京都千代田区大手町1丁 目3-7	60,100	2.07%	60,100	1.66%
河邊 なおみ	静岡県沼津市	50,000	1.72%	50,000	1.38%
菅沼 正司	愛知県豊田市	50,000	1.72%	50,000	1.38%
ライフサイエンス2号投 資事業有限責任組合	東京都文京区春日2丁目10 - 15	50,000	1.72%	50,000	1.38%
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタ ラクティブ・ブローカー ズ証券株式会社)	東京都中央区日本橋茅場町 3丁目2番10号	50,000	1.72%	50,000	1.38%
計	-	631,200	21.70%	1,343,200	37.09%

(注) 1. 平成24年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。平成24年6月30日現在の総議決権数は、29,093個です。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年6月30日現在の発行済株式総数に、マイルストーン社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数712,000株を加えて算定しております。
3. 本新株予約権の割当後のマイルストーン社の権利行使状況、所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、現時点で未確定であります。 「1 [新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)] (2) [新株予約権の内容等] 新株予約権の行使の条件」に記載したとおり、本新株予約権には、新株予約権者の保有株式数が、発行決議日(平成24年8月10日)時点における当社発行済株式総数(2,910,500株)の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。
4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第12期)及び四半期報告書(第13期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由は以下の通りであります。以下に挙げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

4 [事業等のリスク]

～ 略

潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者等の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を導入しており、旧商法第280条ノ20、旧商法第280条ノ21及び旧商法第280条ノ27の規定、並びに、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の決議において承認を受け、新株予約権を取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して付与しております。

本有価証券届出書提出日現在における当社の発行済株式総数は2,910,500株ですが、これに対して、当該新株予約権が将来行使された場合の新株(以下「潜在株式」といいます)発行予定株数の合計は381,800株と発行済株式総数の13.1%であります。

今後についても優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施する可能性があります。このため、既に付与された、もしくは今後付与される当該新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、当社は平成24年8月10日開催の当社取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を決議いたしました。本新株予約権がすべて行使された場合に発行される当社株式の総数は712,000株と発行済株式総数の24.5%であり、本新株予約権が行使された場合には1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

さらに、潜在株式の行使により取得した株式が市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、適正な株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

2. 最近の業績の概要について

本日(平成24年8月10日)開催の取締役会において決議された第13期(自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)に係る財務諸表は以下のとおりであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年6月30日)	当事業年度 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,888,092	856,548
貯蔵品	1,333	1,261
前渡金	15,177	18,742
前払費用	13,376	11,313
未収消費税等	37,322	8,382
その他	12,819	298
流動資産合計	1,968,121	896,547
固定資産		
有形固定資産		
建物	104,840	104,840
減価償却累計額	32,766	52,732
建物(純額)	72,073	52,107
工具、器具及び備品	166,362	166,144
減価償却累計額	138,099	154,044
工具、器具及び備品(純額)	28,263	12,099
有形固定資産合計	100,336	64,207
無形固定資産		
ソフトウェア	4,150	2,383
その他	220	220
無形固定資産合計	4,370	2,604
投資その他の資産		
長期前払費用	40	2,952
敷金及び保証金	121,135	118,927
投資その他の資産合計	121,176	121,880
固定資産合計	225,884	188,691
資産合計	2,194,005	1,085,239
負債の部		
流動負債		
未払金	180,049	182,741
未払法人税等	7,768	7,768
預り金	2,359	2,049
流動負債合計	190,176	192,558
負債合計	190,176	192,558

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年6月30日)	当事業年度 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,110,803	3,110,803
資本剰余金		
資本準備金	3,097,653	3,097,653
資本剰余金合計	3,097,653	3,097,653
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,211,279	5,330,864
利益剰余金合計	4,211,279	5,330,864
自己株式	176	215
株主資本合計	1,997,000	877,376
新株予約権	6,827	15,303
純資産合計	2,003,828	892,680
負債純資産合計	2,194,005	1,085,239

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当事業年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
事業収益	-	-
事業費用		
研究開発費	1,211,705	905,614
販売費及び一般管理費	208,484	197,485
事業費用合計	1,420,189	1,103,100
営業損失()	1,420,189	1,103,100
営業外収益		
受取利息	3,031	1,048
その他	108	651
営業外収益合計	3,139	1,699
営業外費用		
為替差損	93,316	16,934
営業外費用合計	93,316	16,934
経常損失()	1,510,366	1,118,334
特別利益		
新株予約権戻入益	332	-
補助金収入	10,779	-
特別利益合計	11,111	-
特別損失		
固定資産除却損	1,008	-
特別損失合計	1,008	-
税引前当期純損失()	1,500,263	1,118,334
法人税、住民税及び事業税	1,250	1,250
法人税等合計	1,250	1,250
当期純損失()	1,501,513	1,119,584

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当事業年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	3,110,803	3,110,803
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,110,803	3,110,803
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	3,097,653	3,097,653
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,097,653	3,097,653
資本剰余金合計		
当期首残高	3,097,653	3,097,653
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,097,653	3,097,653
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,709,766	4,211,279
当期変動額		
当期純損失()	1,501,513	1,119,584
当期変動額合計	1,501,513	1,119,584
当期末残高	4,211,279	5,330,864
利益剰余金合計		
当期首残高	2,709,766	4,211,279
当期変動額		
当期純損失()	1,501,513	1,119,584
当期変動額合計	1,501,513	1,119,584
当期末残高	4,211,279	5,330,864
自己株式		
当期首残高	80	176
当期変動額		
自己株式の取得	95	39
当期変動額合計	95	39
当期末残高	176	215
株主資本合計		
当期首残高	3,498,610	1,997,000

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 7月 1日 至 平成23年 6月30日)	当事業年度 (自 平成23年 7月 1日 至 平成24年 6月30日)
当期変動額		
当期純損失()	1,501,513	1,119,584
自己株式の取得	95	39
当期変動額合計	1,501,609	1,119,624
当期末残高	1,997,000	877,376
新株予約権		
当期首残高	332	6,827
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,495	8,475
当期変動額合計	6,495	8,475
当期末残高	6,827	15,303
純資産合計		
当期首残高	3,498,942	2,003,828
当期変動額		
当期純損失()	1,501,513	1,119,584
自己株式の取得	95	39
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,495	8,475
当期変動額合計	1,495,113	1,111,148
当期末残高	2,003,828	892,680

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)	当事業年度 (自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	1,500,263	1,118,334
減価償却費	53,407	38,709
受取利息	3,031	1,048
為替差損益(は益)	95,533	14,357
その他	145,589	49,129
小計	1,208,765	1,017,186
利息の受取額	3,678	1,492
補償金の受取額	560,232	-
法人税等の支払額	1,250	1,250
営業活動によるキャッシュ・フロー	646,104	1,016,944
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,141,700	-
定期預金の払戻による収入	2,207,200	700,000
有形固定資産の取得による支出	124,971	-
その他	861	202
投資活動によるキャッシュ・フロー	58,610	699,798
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	95	39
財務活動によるキャッシュ・フロー	95	39
現金及び現金同等物に係る換算差額	61,033	14,357
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	765,844	331,543
現金及び現金同等物の期首残高	1,953,936	1,188,092
現金及び現金同等物の期末残高	1,188,092	856,548

(5) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(6) 財務諸表に関する注記事項

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

a. セグメント情報

当社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

b. 関連情報

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

c. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

該当事項はありません。

d. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

該当事項はありません。

e. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度(自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当事業年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり純資産額	686.20円	301.49円
1株当たり当期純損失金額	515.94円	384.71円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は以下のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成23年6月30日)	当事業年度 (平成24年6月30日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	2,003,828	892,680
普通株式に係る純資産額(千円)	1,997,000	877,376
貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る事業年度末の純資産額との差額(千円)	6,827	15,303
(うち新株予約権)	(6,827)	(15,303)
普通株式の発行済株式数(株)	2,910,500	2,910,500
普通株式の自己株式数(株)	302	390
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	2,910,198	2,910,110

(2) 1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自平成22年7月1日 至平成23年6月30日)	当事業年度 (自平成23年7月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失()(千円)	1,501,513	1,119,584
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	1,501,513	1,119,584
期中平均株式数(株)	2,910,219	2,910,174
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	-
(うち新株予約権)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(潜在株式数6,700株)及び第1回分離型無担保新株引受権付社債の新株引受権(潜在株式数27,500株)並びに新株予約権6種類(潜在株式数402,300株)。	新株予約権5種類(潜在株式数391,800株)。

(重要な後発事象)

当社は、平成24年8月10日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第8回新株予約権の募集を行うことを決議いたしました。

第三者割当による第8回新株予約権の発行概要

名称	株式会社キャンパス第8回新株予約権
割当日及び払込期日	平成24年8月27日
新株予約権の発行総数	712個(新株予約権1個当たり1,000株)
新株予約権の目的となる株式	普通株式712,000株
新株予約権の発行価額	総額1,495,200円(新株予約権1個当たり2,100円)
新株予約権の行使期間	平成24年8月27日から平成26年8月26日
新株予約権の行使価額	1株当たり421円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	299,752,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金	資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
割当先及び割当数	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 712個
資金の用途	医薬品候補化合物CBP501、CBS9106の分析、評価、非臨床試験、新規候補化合物獲得のためのスクリーニング等の研究費及び運転資金

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日	平成23年9月27日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期第3四半期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日	平成24年5月11日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月8日

株式会社 キャンパス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳴原 泰貴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンパスの平成23年7月1日から平成24年6月30日までの第13期事業年度の第3四半期会計期間(平成24年1月1日から平成24年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年7月1日から平成24年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キャンパスの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年9月28日

株式会社 キャンパス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 裕史 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンパスの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンパスの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キャンパスの平成22年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社キャンパスが平成22年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年9月9日

株式会社 キャンパス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞生 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋原 泰貴 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンパスの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンパスの平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キャンパスの平成23年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社キャンパスが平成23年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。